

## 2025 年日本国際博覧会

## ロゴマーク候補作品に関する先行商標調査および商標登録業務委託にかかる仕様書(案)

**1 業務名称**

2025 年日本国際博覧会ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）候補作品に関する先行商標調査および商標登録業務

**2 業務概要**

受託者は、一社）2025 年日本国際博覧会協会（以下「当協会」という。）からの委託により、2025 年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）を象徴することとなるロゴマーク候補作品に対し、先行商標調査および商標登録に関する業務を実施する。

なお、応募されたロゴマーク候補作品の選定等については別の委託業務とするため、業務の遂行にあたっては、当該業務の受託者とも連携しながら進めることとする。

**3 履行期間**

契約締結日から 2020 年 3 月 31 日（火）

（ただし、商標登録手続きを行ってから、商標登録完了が履行期間後であっても、当該業務が正式に完了するまで業務を遂行するものとする）

**4 業務内容****(1) 知財戦略策定検討ワーキンググループ（仮）（以下、知財 WG）への参画**

受託者は、知財 WG に有識者として参画し、ロゴマークに関する知的財産戦略の検討にかかる助言・提言を行う。

《知財 WG》

ロゴマークに関して適切な知的財産戦略を策定するために当協会が設ける有識者会議（1 回あたり 2 時間の会議を 3 回実施想定）

**(2) ロゴマーク候補作品の先行商標調査および商標登録**

(1)で示された知的財産戦略に基づいて、先行商標調査および商標登録、その他必要とされる業務を実施する。

なお、詳細については、契約後に決定する。

**(3) ロゴマーク候補作品の著作権確認**

知財 WG で決定する方針を踏まえて、候補作品について制作者自らが創作したオリジナルの作品であって、既に公表されている者と同じまたは類似ではないこと、および、第三者の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権等の一切の権利を侵害するものではないことを確認する。

なお、ロゴマークの応募にあたっては、ロゴマーク公募要項（現在、検討中）において、ロゴマークの制作過程に関する情報や制作段階におけるスケッチ、デッサン等の関連資料の保存並びにコンセプトの説明等を求めることとしている。

(4) 上記(1)～(3)以外に、本業務の過程において当協会との協議の上、必要とされたこと。

## 5 納品物

- (1) ロゴマーク候補作品の先行商標調査および商標登録に関する書類一式  
（商標登録証、商標登録出願書類、商標調査実施報告書など）  
＜仕様＞データ納品における使用ソフト、データサイズ及び納品メディアについては、当協会と協議の上、その指示内容に従うこと。
- (2) ロゴマーク候補作品の先行商標調査および商標登録に関する報告書  
＜仕様＞A4判カラー両面印刷、10頁～20頁程度
- (3) 本仕様書に定めるその他の納入物については当協会職員の指示に従うこと。

## 6 業務遂行上の注意

- (1) 業務遂行にあたっては、当協会と緊密に連絡をとりながら進めること。また、先行商標調査および商標登録の進捗状況については適宜当協会に報告すること。
- (2) 先行商標調査の結果、商標登録出願しても登録が困難であると考えられる場合は、その後の対応について受託予定者と当協会において協議の上、決定するものとする。
- (3) 業務の開始にあたっては、作業工程表を提出すること。
- (4) 業務は、委託契約書に定める各条項によるほか本仕様書に基づき施行すること。
- (5) 契約後速やかに着手し、委託期間終了日までに完了させること。
- (6) 受託者は、常に当協会職員と密接な連携を図り、当協会の意図を十分に理解した上で作業に着手し、効率的な進行に努めなければならない。
- (7) この仕様の内容に疑義が生じた場合、また業務遂行上特に重要な判断を行う場面では、着手前にあらかじめ当協会職員と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (8) 本事業において業務上知り得た情報は、他に漏らしてはならない。
- (9) 本業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定をするなど万全なセキュリティー対策を講じること。

## 7 情報の取り扱い

別添の個人情報取扱特記事項及び電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項を遵守すること。